

利用者負担軽減について

利用者負担が高額になったとき

利用者負担額が高額になると、「高額介護サービス費」や「高額医療・高額介護合算制度」などで上限を超えた分が支給されます。

【高額介護サービス費】

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計（同一世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計）が上限額を超えた場合、申請し認められると「高額介護サービス費」として後から支給されます。

区分	利用者負担上限額	
市民税課税所得690万円以上	世帯	140,100円
市民税課税所得380万円以上690万円未満	世帯	93,000円
市民税課税世帯の人で課税所得380万円未満	世帯	44,400円
市民税世帯非課税	世帯	24,600円
合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人等	世帯	24,600円
	個人	15,000円
●生活保護の受給者等	世帯	15,000円

【高額医療・高額介護合算制度】

介護保険＋医療保険の負担額が年間で上限を超えた場合、申請により超えた分が支給される制度です。

低所得の方が施設を利用するとき

【負担限度額】

低所得の人が施設利用できるように、居住費や食費に所得に応じた負担限度額を設け、超えた分を保険給付することで、利用しやすくする制度です。

※本人を含む世帯の全員及び配偶者の市区町村民税課税状況、本人及び配偶者の預貯金等の資産を勘案します。

負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額		
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス	
第1段階	本人および世帯全員が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	本人および世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	本人および世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	本人および世帯全員が市区町村民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。